

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月十八日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第十七号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）

第一条の二 法第十二条の四第二項の規定により条例で定める一時保護施設の設備及び運営に関する基準については、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準の例による。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。